（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等に関する経過措置）

第十二条　新令第百二十三条の十第十五項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）の規定は、施行日以後に行われる新法第六十二条の八第一項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）に規定する非適格合併等について適用する。

（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）

第十三条　改正法附則第二十八条第一項（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十三条（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度）（旧法第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により準じて計算する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定に基づく旧令第百二十四条から第百二十八条まで（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度）（旧令第百二十四条第三項及び第四項、第百二十五条第一項及び第二項並びに第百二十八条第二項を除く。）及び第百八十四条第一項（第二十一号に係る部分に限る。）（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧令第百二十六条第二項第一号中「第十四条の八第三号ロ」とあるのは、「法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二号）附則第十三条第二項（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定により読み替えられた第十四条の八第三号ロ」とする。

2　改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十三条の規定の適用がある場合における新令及び租税特別措置法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

新令第十四条の八第三号（時価評価資産等の範囲）	規定するリース譲渡	規定するリース譲渡又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第二十八条第一項（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法（イ(1)及び(2)において「旧法人税法」という。）第六十三条第一項（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定する長期割賦販売等に該当する資産の販売等（法第六十三条第一項に規定するリース譲渡を除く。イ(1)及び(2)において「特定資産の販売等」という。）
新令第十四条の八第三号イ(1)及び(2)	リース譲渡	リース譲渡又は当該特定資産の販売等
	第二項の規定	第二項若しくは旧効力法第六十三条第一項の規定
新令第十四条の十一第四項（課税所得等の範囲等）	規定を	規定及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二号）附則第十三条第一項（長期割賦販売等に係る経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の法人税法施行令第百二十四条第一項（適格組織再編成が行われた場合における延払基準の適用）の規定を

租税特別措置法施行令第三十八条の四第三項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）	又は第二項	若しくは第二項の規定又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧効力法人税法」という。）第六十三条第一項
	同条の	法人税法第六十三条又は旧効力法人税法第六十三条の
租税特別措置法施行令第三十八条の四第五項及び第六項	又は第二項	若しくは第二項又は旧効力法人税法第六十三条第一項
	同条	法人税法第六十三条又は旧効力法人税法第六十三条

3　法人が施行日前に旧法第六十三条第六項に規定する長期割賦販売等（第六項及び第十二項において「長期割賦販売等」という。）に該当する改正法附則第二十八条第一項に規定する特定資産の販売等（以下この条において「特定資産の販売等」という。）に係る契約をし、かつ、施行日以後に当該特定資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供をした場合には、同項の規定の適用については、当該特定資産の販売等は、施行日前に行われたものとする。

4　改正法附則第二十八条第三項に規定する政令で定めるものは、適格分割又は適格現物出資（当該適格分割又は適格現物出資に係る分割法人又は現物出資法人が第六項の規定の適用を受ける場合における当該適格分割又は適格現物出資に限る。）による分割承継法人又は被現物出資法人への譲渡とする。

5　改正法附則第二十八条第三項の規定の適用を受けた法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る合併法人の当該適格合併の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、当該法人がした同条第四項の申告の記載は当該合併法人がしたものとみなして、同条第三項の規定を適用する。この場合において、当該合併法人の次の各号に掲げる事業年度については、当該各号に定めるところによる。

一　当該適格合併の日の属する事業年度　当該法人の改正法附則第二十八条第三項の規定の適用に係る同条第二項に規定する未計上収益額及び未計上費用額（以下この条においてそれぞれ「未計上収益額」及び「未計上費用額」という。）を百二十で除して計算した金額に同日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額を改正法附則第二十八条第三項第一号に掲げる金額とし、当該未計上収益額及び未計上費用額を同項第二号イに掲げる金額とし、当該未計上収益額及び未計上費用額のうち、当該法人において各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額及び損金の額との合計額を同号ロに掲げる金額とする。

二　当該適格合併の日の属する事業年度後の各事業年度　当該法人の改正法附則第二十八条第三項の規定の適用に係る未計上収益額及び未計上費用額を百二十で除して計算した金額に当該事業年度の月数を乗じて計算した金額を同項第一号に掲げる金額とし、当該未計上収益額及び未計上費用額を同項第二号イに掲げる金額とし、当該未計上収益額及び未計上費用額のうち、当該法人において各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入された金額と当該合併法人において当該事業年度前の各事業年度の所得の金額又は当該事業年度前の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入された金額との合計額を同号ロに掲げる金額とする。

6　改正法附則第二十八条第三項の規定の適用を受けた法人を分割法人等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。）とする適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下この条において同じ。）が行われた場合において、当該法人が当該適格分割等により長期割賦販売等に該当する特定資産の販売等に係る契約（第一号及び第八項において「長期割賦契約」という。）を移転したときは、当該法人の次の各号に掲げる事業年度における改正法附則第二十八条第三項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。